



国土交通省 「公共工事の更なる品質向上を目指して」

—記者発表資料—

平成24年7月12日
四国地方整備局

専門工事施工者の技術力を活かしつつ適正な支払いを担保し、 工事の更なる品質向上を目指して

特定専門工事部分の品質確保が、工事全体の品質確保の観点からも重要であることを踏まえ、特定専門工事業者の技術力や施工能力等を適切に評価・審査し、より優良な特定専門工事業者が施工することで、工事全体の品質確保を目的に「特定専門工事審査型総合評価落札方式」を試行します。

また、あわせて、特定専門工事業者への適切な支払いを担保することにより、適切な施工を確保することを目的に「下請負人の見積を踏まえた入札方式」を試行します。今回の試行は、平成23年6月23日の国土交通省建設産業戦略会議においてとりまとめられた「建設産業の再生と発展の方策2011」を踏まえて、四国地方整備局では初めて試行するものです。

【工事概要】

- 工事名：平成24年度 朝倉第1高架橋下部第1工事
- 工事場所：愛媛県今治市古谷地先
- 工事概要：杭基礎工、橋台工、橋脚工、排水構造物工
- 公告予定：平成24年7月下旬

【特定専門工事審査型総合評価落札の評価方式】

- 加算点 50点【標準型】
 - ・元請け企業評価（約41点）+特定専門工事業者評価（約9点）=50点
- 特定専門工事業者評価
 - ・特定専門工事部分の簡易な施工計画（加算点5点）
 - ・特定専門工事業者の技術者の施工経験（加算点約1点）
 - ・特定専門工事業者の施工実績（加算点約1点）
 - ・特定専門工事業者の地域内での拠点（加算点約1点）
 - ・特定専門工事業者の特定下請見積額（加算点約1点）

【下請負人の見積を踏まえた入札方式】

- 特定下請負人から提出された見積書を競争参加資格確認申請者に提出させ、受注者となった者には、特定下請負人が受注者に提出した見積書に記載の見積額以上の金額で適切に契約を締結するよう、発注者と受注者との契約の中で義務付けることとします。
- 見積額以上の契約が締結されていない場合には、その理由を発注者に提出するとともに、建設業許可部局に通報することとします。
- 上記対応は、契約変更時及び完了後の支払い段階でも同様の確認を行います。

<問合せ先> 国土交通省 四国地方整備局 TEL:(087)851-8061
 技術開発調整官 木村 正己 (内線3120)
 技術管理課長 石田 和敏 (内線3311)
○技術管理課長補佐 門田 隆志 (内線3314)
※○：主たる問い合わせ先

参考資料

本文中の文言	文言の説明
特定専門工事	法面処理工、杭基礎工、地盤改良工又は海上工事（海上工事については、いずれかの工種に限る。）のいずれかを含む専門工事であり、当該工種が工事全体に占める重要度の高い工事をいいます。
特定専門工事業者	特定専門工事の全部又は一部を自ら施工する元請負人又は特定専門工事を施工する予定の1次下請負人をいいます。ただし、材料購入又は資材・機材のリースのみの契約については、特定専門工事施工者の対象としません。
建設産業の再生と発展の方策 20 11	国土交通省において、建設産業の現状を踏まえ、今後の建設産業、特に地域建設業の具体的な再生方策を策定するため、平成22年12月17日に学識経験者からなる「建設産業戦略会議」を設置し、平成23年6月23日にとりまとめられた方策です。 http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo13_hh_000123.html
特定下請負人	特定専門工事部分の施工を予定する1次下請け企業のこと

特定専門工事審査型及び下請人の見積を踏まえた入札方式の試行

【目的】

【品質の確保】

(特定専門工事審査型総合評価方式)

特定専門工事部分の品質確保が目的構造物の品質確保の観点からも重要であることを踏まえ、特定下請負人の技術力、施工能力を的確に評価し、より優良な特定専門工事施工者が施工することで、工事全体の品質確保を図る

【見積りの適正化及び適切な支払い】

(下請負人の見積を踏まえた入札方式)

入札時に特定下請負人から提出された見積書を入札参加者に提出させ、見積額以上の金額で適切に契約を締結するよう、発注者と受注者との契約の中で義務付けることにより、見積の適正化及び特定下請負人への適切な支払いを担保する

【対象工事】

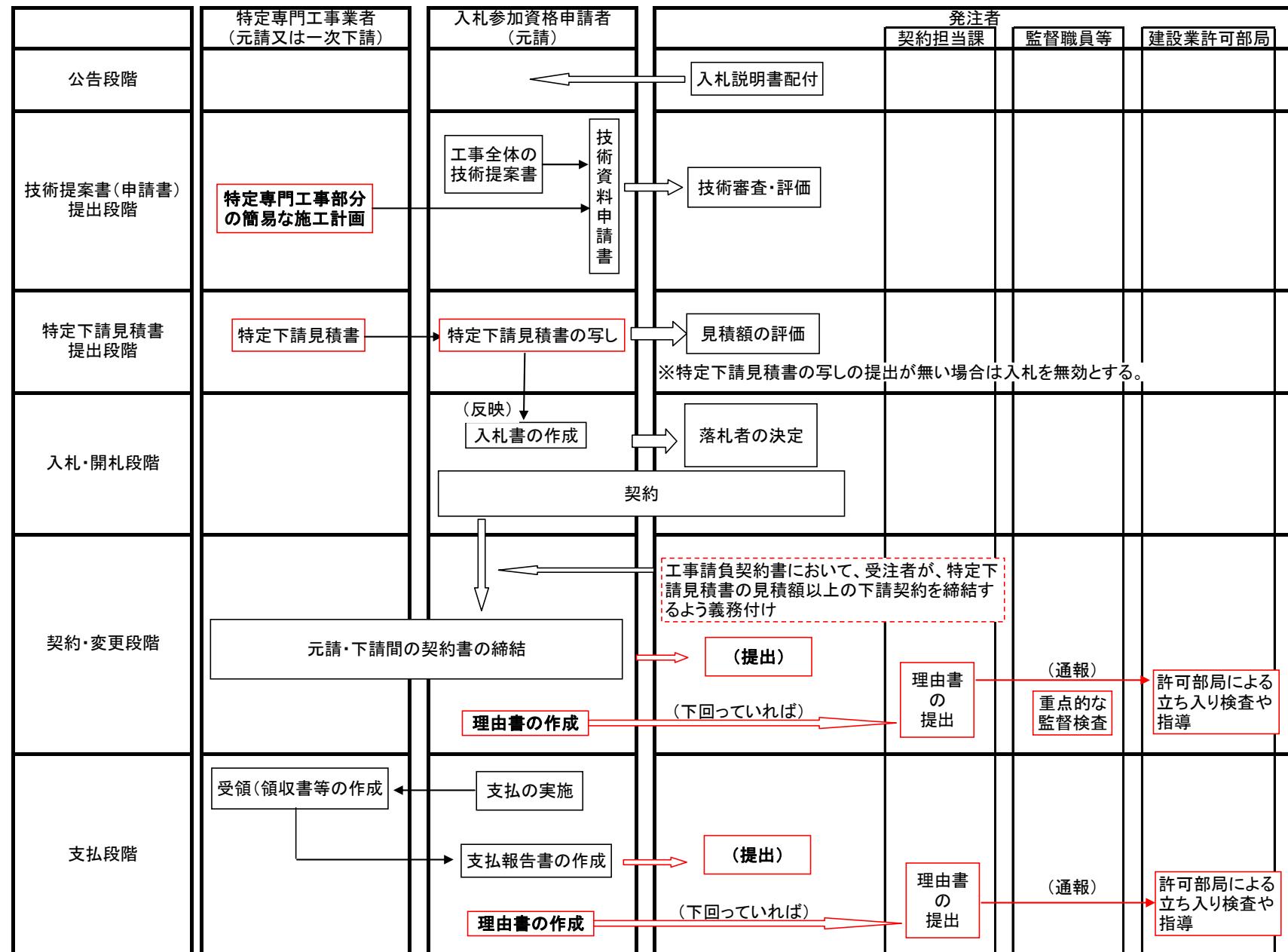
一般土木工事に法面処理工、杭基礎工、地盤改良工又は海上工事(海上工事については、いずれかの工種に限る。)の専門工事部分を含む工事が工事全体に占める重要度の高い工事において試行

【特定下請負人の定義】

特定下請負人とは、特定専門工事の全部又は一部を自ら施工する元請負人又は特定専門工事を実施する予定の1次下請負人をいう。ただし、材料購入又は資材・機材のリースのみの契約については、特定専門工事及び特定下請負人の対象としない。

特定専門工事審査型及び下請人の見積を踏まえた入札方式の試行

【入札方式の試行フロー】



特定専門工事審査型及び下請人の見積を踏まえた入札方式の試行

判定評価表 イメージ

特定専門工事審査型（技術提案評価型）総合評価方式における加算点及び施工体制評価点の判定評価結果表（施工体制確認型）

加算点		
技術提案等		
工事全体に係る技術提案	施工計画（特定専門工事に係る簡単な施工計画）	加算点
15	5	20

加算点			技術者評価・企業評価										企業評価			加算点（小数位1桁（2位四捨五入））							
技術提案等			基本企業評価（元請け）					特定専門工事業者に係る評価			その他企業評価（元請け）					評価点A 合計							
工事全体に係る技術提案	施工計画（特定専門工事に係る簡単な施工計画）	加算点	配置予定技術者評価		施工実績等評価		地域精通度・災害支援・社会性		小計	技術者の同種工事実績評価	企業の同種工事実績評価	地域内での拠点	下請け見積り額	災害時の対応	地理的条件評価		情報化施工技術評価		登録基幹技能者評価				
			C	P	D	同種施工経験の施工成績	工事成績	優良技術者表彰		近隣地域での施工実績	災害支援に係る表彰	行為等に対する評価	事故及び不誠実な評価	小計	災害時の事業継続力の評価	地域内での拠点	鋼橋等製作工場の体制	A S 補装等施工体制	情報化施工技術の活用				
15	5	20	5	10	30	5	50	30	5	10	10	-30	55	5	5	5	20	5	5	10	85	135	30

工事全体に係る技術提案（元請）
15点
特定専門工事に係る簡単な施工計画
5点

加算点合計 50点
に対して施工体制評価点を加える！

施工体制評価点				加算点+施工体制評価点 F + G
施工体制評価点の獲得割合を乗じた最終加算点（F） (小数位1桁(2位四捨五入))	品質確保の実効性	施工体制確保の確実性	施工体制評価点合計（G）	
E × G /30	15	15	30	50

特定専門工事業者の能力評価 約4点／50点（加算点換算）
○特定専門工事の配置予定技術者の同種工事経験評価：主任（監理）技術者等・担当技術者・無の3段階評価（評価点：5点）
○特定専門工事業者の同種工事実績評価：有・無の2段階評価（評価点：5点）
○特定専門工事業者の地域内での拠点：有・無の2段階評価（評価点：5点）
○特定専門工事業者の下請け見積額：官積算単価の95%以上・85%以上、85%未満の3段階評価（評価点：5点）

- ◆特定専門工事の対象範囲を2社以上の1次下請けが施工する場合、または、元請と一次下請けの両者が施工する場合については、当該業者（元請が施工する場合は元請を含む）のうち、最も評価点が低い者で評価する。
- ◆特定専門工事業者の地域内での拠点は、「愛媛県内」に本店を有する場合に加点する。
- ◆下請け見積額が官積算の85%未満の場合、かつ、ヒアリング等で見積額の正当性が確認できない場合は加点しない。
- ◆特定下請人からの見積書が提出されない場合は入札を無効とする。

特定専門工事審査型及び下請人の見積を踏まえた入札方式の試行

【入札説明書の記載(抜粋)】

【特定専門工事審査型総合評価落札方式の試行】

本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、特定専門工事(法面処理工、杭基礎工、地盤改良工又は海上工事(海上工事については、いずれかの工種に限る。)のいずれかを含む専門工事をいう。以下同じ。)が工事全体に占める重要度の高い工事において、特定専門工事部分の施工を予定している業者(以下「特定専門工事業者」という。)の施工実績等を審査し、評価する「特定専門工事審査型総合評価方式」の試行工事である。

【下請負人の見積を踏まえた入札方式の試行】

この工事は、特定専門工事を実施する下請負人(以下「特定下請負人」という。)から提出された特定下請見積書を入札参加者に提出させ、受注者となった者には、特定下請負人が受注者に提出した特定下請見積書に記載の見積額以上の金額を請負代金額として、当該特定下請負人と適切に契約を締結するよう、発注者と受注者との契約の中で義務付け、見積額以上の契約が締結されていない場合には、松山河川国道事務所経理課(以下「契約担当課」といふ。)はその理由を記した書面を受注者に提出させ、建政部計画・建設産業課(以下「計画・建設産業課」といふ。)に通報することとし、また、受注者から特定下請負人への請負代金の支払完了後に、受注者から発注者に提出させる特定下請負人に対する支払いに関する報告書に記載の支払額が請負代金額を下回る場合には、特定下請負人に対して適切な支払いがなされていないことから、契約担当課はその理由を記した書面を受注者に提出させ、計画・建設産業課に通報する、下請負人の見積を踏まえた入札方式の試行対象工事である。

この工事における特定専門工事は「杭基礎工」とし、特定下請負人は、一次下請けとして当該特定専門工事の全部又は一部を施工する予定の全ての施工者とする。

ただし、材料購入または資材・機材のリースのみの契約については、特定専門工事及び特定下請負人の対象としない。

特定専門工事審査型及び下請人の見積を踏まえた入札方式の試行

【入札説明書の記載(抜粋)】

【技術提案評価(評価表)】

1) 技術提案評価

評価項目	評価基準	配点	加算点
「〇〇の品質向上について」に関する技術提案の適切性	課題への対応が現地の環境条件を踏まえて適切であり、特に優れた工夫が見られる	15.0 A	／15.0
	課題への対応が現地の環境条件を踏まえて適切であり、優れた工夫が見られる	11.0 B	
	課題への対応が現地の環境条件を踏まえて適切であり、工夫が見られる	7.0 C	
	課題への対応が現地の環境条件を踏まえて適切であり、やや工夫が見られる	3.0 D	
	課題への対応が現地の環境条件を踏まえており適切	0.0 E	

※1 : 様式—4に記載された内容で評価する。

なお、総合的に評価し、工夫の少ない場合には、配点を0.0（E）と評価する場合がある。

2) 特定専門工事に関する簡易な施工計画

・項目「〇〇について」

評価項目	評価基準	配点	評価点
施工上配慮すべき事項の適切性	配慮事項が現地の環境条件を踏まえて適切であり、優れた工夫が見られる	5.0	／5.0
	配慮事項が現地の環境条件を踏まえて適切であり、工夫が見られる	2.0	
	配慮事項が現地の環境条件を踏まえており適切	0.0	

※1 : 様式—5に記載された内容で評価する。

なお、総合的に評価し、工夫の少ない場合には、配点を0.0と評価する場合がある。

元請けが記載する
技術提案

特定専門工事業者が記載する
特定専門工事部分の簡易な施工計画(元請人を経由して提出)

特定専門工事審査型及び下請人の見積を踏まえた入札方式の試行

【入札説明書の記載(抜粋)】

【特定専門工事業者評価(評価表)】

特定専門工事業者における技術者の同種工事の施工経験及び企業の同種工事の施工実績、地域内の営業拠点、特定専門工事費用に関する下請見積額について評価する。

同種工事の施工経験(実績)は、平成9年度以降に元請け(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)又は1次下請けとして、下記の条件を満足する同種工事を施工した経験(実績)について評価する。

・基礎型式が場所打ち杭(深基礎杭は除く)の施工経験(実績)を有すること。

本工事における特定専門工事の施工範囲を2社以上の特定専門工事業者が施工する場合は、当該特定専門工事業者毎に次のI～IVの評価点を合算し、最も評価点の低い者で評価する。

I 技術者の同種工事の施工経験

評価項目	評価基準	配点	評価点
平成9年度以降の同種工事の施工経験(様式－3－2に記載された工事で評価する。)	同種工事の元請け又は一次下請けとしての施工経験について、主任(監理)技術者又は現場代理人としての経験有	5.0	／5.0
	同種工事の元請け又は一次下請けとしての施工経験について、担当技術者としての経験有	2.0	
	なし又は上記以外	0.0	

III 地域内の営業拠点

評価項目	評価基準	配点	評価点
地域内の営業拠点の有無	地域内に本店有り	5.0	／5.0
	地域内に支店又は営業所有り	2.0	
	地域内に営業拠点無し	0.0	

※1：「地域内」は、愛媛県内を示す。

II 企業の同種工事の施工実績

評価項目	評価基準	配点	評価点
平成9年度以降の同種工事の施工実績(様式－1－2に記載された工事で評価する。)	同種工事の施工実績について、元請け又は1次下請けとして施工した実績有	5.0	／5.0
	なし又は上記以外	0.0	

2次下請け以降としての経験は、上記以外とし「0点」とする

IV 特定専門工事費用に関する下請見積額

評価項目	評価基準	配点	評価点
下請見積額	官積算相当額の95%以上	5.0	／5.0
	官積算相当額の95%未満85%以上又は85%未満であるがヒアリング等により見積書の正当な理由が確認された場合	2.0	
	官積算相当額の85%未満ヒアリング等において正当な理由が確認できない場合	0.0	

※下請見積書に記載された数量及び金額より算出する施工単価と官積算相当額を比較し評価する。なお、官積算相当額の算出には入札の日が属する月の単価を用いる。

特定専門工事審査型及び下請人の見積を踏まえた入札方式の試行

【入札説明書の記載(抜粋)】

【特定下請負人からの特定下請見積書の提出方法】

1) 競争参加資格確認申請書者は、次に定めるところにより、特定下請負人から提出された見積書の写しを提出すること。

様式:別添様式-6によることとする。

留意事項:特定専門工事費用に関する見積書は特定専門工事業者が作成しその代表者印を押印したものとする。見積書には、当該特定下請負人と締結することとしている全ての契約を記載することとするが、特定専門工事部分の各項目については発注者が提示した工事数量総括表の各項目に対応したものとし、更に特定専門工事部分の各項目について、資機材購入費、リース費用、機械損料、労務費等の区分毎の積み上げ額が分かる単価表または内訳書を添付すること。また、特定専門工事業者が複数となる場合については、各々の者の施工する部分についての見積書を提出すること。なお、提出された見積書については、原則、提出期限後の差し替え及び再提出は認めない。

2) 特定専門工事の全部又は一部を入札参加者自ら実施する場合においては、1)の見積書を自ら作成し提出すること。

3) 特定下請見積書の提出期限及び提出先等は以下のとおりとする。

提出期限:平成24年〇月〇日

提出先:〒790-0056 愛媛県松山市土居田町797-2
松山河川国道事務所 経理課

提出方法:持参又は郵送とする。電送(ファクシミリ)によるものは受け付けない。

4) 1)又は2)の見積書が提出されない場合には、入札に関する条件に違反した入札として、入札を無効とする。

5) 特定下請見積書を提出していた者が落札者となった場合であって、契約締結後にやむを得ない理由により特定専門工事を自ら施工することとした場合には、別添様式-7の通知書を提出することとする。

また、自ら施工することとした場合の特定専門工事に係る担当技術者は、競争参加資格確認申請時に提出した様式-3-2に記載した同種工事の経験と同等以上の経験を有するものとする。

6) 競争参加資格確認申請時に特定専門工事を自ら施工することとしていたものが落札者となった場合であって、契約締結後にやむを得ない理由により特定専門工事の全部又は一部を他の業者と下請契約を締結することとした場合には、当該下請契約を締結した業者が提出した見積書及び当該下請契約に係る契約書の写しを提出するとともに、様式-8の通知書を提出しなければならない。なお、下請契約を締結した業者の担当技術者は、競争参加資格確認申請時に提出した様式-3-2に記載した同種工事の経験と同等以上の経験を有するものとする。

7) 見積書に記載した特定専門工事部分の金額が、工事費内訳書に対応した特定専門部分の費用と異なる場合は、入札を無効とする場合がある。

特定専門工事審査型及び下請人の見積を踏まえた入札方式の試行

【提出様式(抜粋)】

特定専門工事審査型及び下請人の見積を踏まえた入札方式の試行

【提出様式(抜粋)】

様式 7

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官
松山河川国道事務所長 殿

住所
商号または名称
代表者氏名 印

特定専門工事の施工に係る通知書

工事名：

標記の工事について、下記に掲げる特定専門工事の施工にあたっては、他の業者との下請契約を締結せず、当社が自ら施工することとしますので、その旨通知します。

記

・〇〇工

(注) 上記の特定専門工事について、契約締結後に他の業者と下請契約を締結することとした場合には、契約書第7条の2第9項の規定により、当該下請契約を締結した業者が提出した見積書の写し及び当該下請契約に係る契約書の写しを提出するとともに、様式8によりその旨を発注者に通知すること。

様式 8

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官
松山河川国道事務所長 殿

住所
商号または名称
代表者氏名 印

下請契約の締結に係る通知書

工事名：

標記の工事に関し、下記に掲げる特定専門工事については、これまで自ら施工してきたところですが、今回下記の理由により、他の業者と下請契約を締結することとしましたので、通知します。

記

①下請契約を締結することとした特定専門工事：

△△工

②下請契約を締結することとした理由：

(例) 他の工事を落札したことで、△△工を担当できる技術者を配置することができなくなったため。